

## 外国価格参照制度について

### 1. 価格調整の水準

- 外国価格参照制度は、平成14年改定において、新規医療材料の価格調整及び再算定（価格見直し）に導入され、その際の外国平均価格との倍率は、新規は2倍を上限、再算定（価格見直し）の対象を1.5倍以上かつ直近2回の材料価格改定を通じて保険償還価格の下落率が15%以内のものとされた。
  
- 平成16年改定において、価格見直しについて、その対象となる医療材料を、外国平均価格の2倍以上とすることを新設し、平成20年には、新規は、1.7倍を上限、価格見直しは1.7倍以上を対象とすることとされた。
  
- なお、平成20年改定においては、新規の上限及び価格見直しのそれぞれについて、「次回改定（平成22年改定）において、1.5倍とすることをにらみつつ、1.7倍とする。」とされた。
  
- 平成22年改定においては、新規の上限及び価格の見直しのそれぞれについて1.5倍以上を対象とすることとされた。

	新規の価格上限	再算定（価格見直し）の対象	
H14 改定	<u>2倍以上の場合に2倍</u>	<u>1.5倍以上、 下落率15%以内</u>	/
H16 改定	〃	〃	<u>2倍以上</u>
H18 改定	〃	〃	〃
H20 改定	<u>1.7倍以上の場合に1.7倍</u>	〃	<u>1.7倍以上</u>
H22 改定	<u>1.5倍以上の場合に1.5倍</u>	<u>1.5倍以上</u>	

### 2. 論点（案）

#### (1) 価格調整の水準について

内外価格差の実質的な解消に向けて、我が国の流通実態等を反映しつつ、外国価格による価格調整の比較水準についてどの様に考えるか。

#### (2) 外国価格平均の対象国について

オーストラリアの調査結果を踏まえ、価格が非常に高い国を平均から除外するなどの方策について、対象国の追加の措置と併せてどの様に考えるか。